平成２３年（フ）第２６３号
富山市栄町２丁目７番３号、住民票上の住所富山市山室103番地23
債務者　水井　麻弥
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９６号
神奈川県横須賀市長坂４丁目１番Ｂ―406号
債務者　笹野　桂子
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第３１９号
神奈川県横須賀市佐原３丁目６番８号　コーポエスカルゴⅡ201
債務者　横山さゆり（旧姓林田）
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第３２３号
神奈川県横須賀市秋谷4573番地
債務者　井尻　博之
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１５６号
山口県下松市若宮町３番10号
債務者　中村　公江
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第４０５号
青森県むつ市金曲２丁目４番32号
債務者　下川原政四
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７１３号
熊本市花園７丁目70―13、住民票上の住所熊本市島崎１丁目３番32号
債務者　笠　　雅博
1　決定年月日時　平成23年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１８２号
福島県いわき市常磐白鳥町勝丘117番地の34
債務者　古川ひろみ
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第１６５号
松江市寺町198番地61　寺町プラザ604号
債務者　山口　資恵
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７４５号
栃木県栃木市大平町西水代3608番地２　ガーデンヒルＡ205
債務者　手島　みや
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７７８号
栃木県宇都宮市上横田町790番地２　ジョイフルハイツ上横田103号、前住所栃木県宇都宮市御幸ヶ原町68番地１　林ハイツⅡ403号室
債務者　四家　典明
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７９０号
栃木県大田原市新富町３丁目８番５号　柴田アパート１号、前住所栃木県大田原市元町１丁目10番７号
債務者　大金　武雄
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７９７号
栃木県塩谷郡高根沢町大字石末3002番地２
債務者　若色　利雄
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７９８号
栃木県宇都宮市瑞穂２丁目４番地　瑞穂野市営住宅７号棟26号室
債務者　田﨑　則子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８００号
栃木県宇都宮市上戸祭町2993番地５
債務者　小松　　豊
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２８７２号
横浜市旭区鶴ケ峰本町２丁目３番８号　ヴィクトワール201
債務者　寺田　純子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部